

協働環境委員会会議録

令和7年1月27日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：52

【 案 件 】

1. 自然環境保全対策について

【 報告事項 】

1. 令和7年度のコミュニティ交通運行計画について
2. 公用車による交通事故の発生について

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「自然環境保全対策について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○環境整備課長

前回の令和6年11月8日に開催されました本委員会におきまして、小幡委員のほうからご意見がありましたので、その旨について回答させていただこうと思っております。

前回、メガソーラー案件につきまして、事業計画地である自治会や地域住民と事業者が紛糾しないように、事業計画書が提出された段階で議会の意見を問うような項目を設けることはできないのか。市民の代表である議員が、事業計画書を事前に閲覧し、問題提起ができるような場を設けることはできないのか。というようなご意見をいただいております。

1点目の、議員が事業計画書を事前に閲覧することにつきましては、前回提出しております条例（案）の第11条に、「公告及び閲覧」の記載がございます。事業者から市に計画の届出が提出されましたら、市は、広告その他の方法により周知し、その日から30日間、届出を閲覧できるようにすると規定をしていることから、事業計画書を閲覧することができるようになっております。

2点目の、意見を問う、問題提起ができる場を設けることにつきましては、同じく条例（案）の第12条に、「説明会の開催」がございます。同条第1項では、事業者に対し、事業計画の届出を行った日から起算して、45日以内に説明会の開催を義務づけていることから、計画に対するご意見や問題提起を事業者に伝える場が設けられるようになっております。

以上のようなことから、議員のご提案につきましては、条例上、既に規定をしており、新たな条項を追加することは考えておりません。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

前回の質問に対する回答をいただきました。それに関連してちょっとお尋ねします。

基本は、事業者が事業計画を出してきました。それに対し、地元が過去の事例を見て不安に思う。そこで、紛争予防条例ですね。要は、紛争に至る前に要望したいというのが目的なんです。今、課長の説明でいくと、第11条に、30日間はそういった意見等を述べることができる、閲覧もできるということです。それはそれで構わないのだけど、私が要望したのは、一般の方が閲覧はできるけど、閲覧ということは公開したんですよね。公開された時期に、執行部もしくは議会が所管の委員会等で問題がないか、どういう計画なのか、その事業計画をチェックする場を設けてくれないのかというのが第11条に関係する要望だったんです。

だから、条項は条項で行うんだけど、そういう場を設けることによって、さきの説明であったように、市民の代表である議員が意見を述べるといふか、改定するところは改定できるような協議の場を設けるべきだ、もしくはできないのかというのが質問ですね。

続けて、第12条に関しては、45日以内に説明会を開かなければいけないというのは、説明会というのは、事業者側からすれば事業決定後の説明会になるので、第12条に至る前に、第11条の段階で、そういった協議を経た後の説明会にしてくれないのかというような趣旨でお願い、もしくは検討してくださいということを伝えていたのです。

だから、今の課長の答弁だと、議会においては、そういう場を設ける気がないといふのか、いとまがないといふのか、なぜそういう場を設けないのか。設けない理由があれば教えてください。

○環境整備課長

設けない理由の一つとしましては、やはり事業者は、事業を実施するまでのスケジュールに沿ってやっていかれるというところがございますが、例えば、委員会等のタイミングでやるということであれば、やはり場合によってはちょうどスケジュール的に委員会が開催される時期が合わないというようなことで、事業者の事業の円滑な実施に影響が出る可能性があるということ、先ほどからの答弁の繰り返しにはなりますが、事業の内容を議員の皆様に見ていただくこと、それから、意見を言っていただくような場も実際にはあるということ、新たに、今回、条項には追加をしないというふうに考えているところでございます。

○小幡委員

協議ができるような場もあるかもしれないという言い方、もう一度、お願いします。

○環境整備課長

説明会を45日以内に開催するようになっておりますので、例えば、ご意見があるようであれば、その場にご出席いただいて、言っていただける場があるというふうに考えております。

○小幡委員

説明会の間で意見があればということをおっしゃいましたけど、先ほど私が説明したのは、第11条の30日以内で、そういう協議を経た後の説明会でないと。今まで紛糾したのは、いきなり説明会をやるからではないのですか。そこで、事業者側にいろんな方、もしくは議員がどんどん説明するとまとまらないんですよ。過去がそうであったから、説明会の前に、そういった協議を設けてほしいという意向ですから、ちょっとそこに、課長の考えとタイムラグがあると思います。

もう一点は、先ほど委員会を開催するに当たって、事業者が届出をし、審査のスケジュールが組めないかもしれないというような言い方をされましたけど、仮に例とすれば、農業委員会等は、いついつ開催されるので農業委員会開催の何日前までに計画を提出してくださいという決まりがあるんですよ。これも、それを設ければいいじゃないですか。その日までに届出を提出してください。所管の委員会で、1回審議させていただきますと。農業委員会のシステムと一緒にいいのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○環境整備課長

今言われるように、届出が出たりするような前に、いろいろとご意見を言ったりというところがありますけれど、今回、再エネ特措法のほうが改正されておまして、実際にFIT認定などを取るときに、説明会のほうが、例えば森林法とかそういう関係法令が関連するような場合は、まず地元のほうで1回説明会を行います。そこで、許認可の状況とかを報告する。それから、今度、許認可が取れたときに、また地元の方たちに説明会をするということになります。そして最後に、今度は私どものほうに届出が出て、説明会をまた行うということで、地元の方たちと紛糾しないように、最低でも3回のタイミングで説明会などが行われるようになっておまして、国のほうもそういうところは十分考えているというふうに考えております。

また、やはり地元の方たちと事業者の方たちの紛糾というところで言いますと、今回、私どもの条例では、最終的に協定書を結ばないと事業ができないというところまで規定をしておりますので、今回はそういう形で、今まで以上に十分な協議が行われていくものというふうに考えておりますので、こういうふうな形でさせていただいております。

○小幡委員

今の流れは分かりました。そういう3段階的なチェックというかな、それも可能だよというのは分かりますが、私が質問したのは、先ほど事業者の届出が出て協議・審査するタイミングがなかなか合わない、スケジュールが合わないという説明において、農業委員会の事例を挙げたわけです。答えを聞きたいのは、そういうことが不可能ではないよね、どう思いますか。

○環境整備課長

仕組みとしては、不可能ではないというふうに考えております。

○小幡委員

仕組みとしては、不可能ではないはずだね、現に農業委員会でそういうふうにやっているんでね。

あくまでも許認可権はこちらにないので、届出だから当該飯塚地内に計画が上がるので、住民と事業者が前もって協議をしっかりと行い、トラブルや紛争を防止するという目的なんですよ。そこに議会というところがあって、過去の白旗山を例に挙げたら、紛糾しかかったときに各議員に相談したり、その地域の近しい議員さんに相談があってということで、現にもめたじやない。

ですから、議会、もしくは委員会で事前に届出をチェックしたい。意見的なものを述べられないのかというのを設けてほしいと言うのだから条項に入れられないことはないのでしょうか。タイミングとかスケジュールはいくらでも組合せができるのだから。

ただ、ちょっと表現が悪いけど議会を無視するのか。やはり市民の代表として、この計画に対して議会としてはどうでしょうかという意見を求める場をつくってほしいと。もう1回、これは要望ですからね、それを検討してくれないかと。議会の協議・審議は要らないと言うなら要らないとはっきり言ってよ。要るならば、どこかにそういう条項を入れられるのかどうか、検討してほしい。要らない、要る、その回答をよろしくお願いします。

○環境整備課長

もちろん議会のご意見というのは重要でございますので、そういうものは必要だとは思いますが、すみません、繰り返しの答弁になりますが、何度も説明会をするような場もありますので、議員の皆様もその場に参加してご意見を言ったりできる場所はあるというふうに考えておりますので、今、ご要望としては承りましたので、今後の検討というのはさせていただきたいというふうに思います。

○市民環境部長

今回の条例につきましては、先ほどから何度も申し上げておりますように、直接市民の方が事業内容を見ることができるよう。また説明会にも参加ができる、参加をしていただくということで、最終的にはお互いの協定書を作成して、それに従って事業を進めていただくというものになっておりますので、現在のところは、議会、議員の皆様方に前もってということは考えておりません。

○小幡委員

課長と部長が答弁したよね。部長からすれば、今、考えていないということね。議会に協議してもらえる場は要らないということで、こちらは受け取っていいんですかね。

○市民環境部長

今、申し上げましたように条例で規定している内容で考えておりますので、議員の方々に前もってということは考えておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

同僚議員の質疑と若干かぶるところはございますが、ちょっと説明会というもののご性質を改めてご説明いただきたいと思っております。確かに説明会というと、その決まったものを説明するような印象を一般的にはお受け止めいたします。この説明会というのは、この文字通り決まった案をお伝えするものというものなのか、あるいはその案をお伝えした後に、市民ですとか、あるいは第12条第3項の関係者におそらく議員も含まれるのではないかと思うんですが、議員ですとか、市民の方ですとか、第12条第5項で規定されている市の職員が立ち会って様々な意見が出て、その後に、事業者として修正したりですとか、あるいは、あまりにも市民や議員の意見を無視したものを遂行しようとする、市として許可を出しづらいのか。この説明会というのは、決まったものをご説明するのか、仮のものをご説明して、様々な市民、議員、市の職員、そういったものを反映した上で変更し得る性質のものなのか。これは前者なのか後者なのか、どういうご認識をお持ちでしょうか。

○環境整備課長

説明会では、最終的なところで言うと、例えば、どういうふうな事業スケジュールでやるのか、また、計画している図面などを用いたり、あと自然環境や生活環境、そういったものの防災対策をどのようにやるのか、というようなことをしっかりと事業者が資料などを用いて説明しないといけないというふうになっていると考えております。その中で、もちろんそれが絶対的なものではなくて、住民の方たちからご意見とかがあれば事業者はそれに対して、合理的なものであれば変更などを加えて、よりよい事業にしていくというふうな立てつけになっているものだというふうに考えております。

○藤間委員

ちょっと不勉強なところがあつたら恐縮でございますが、例えば、私が山を買いましたと。山を買ったときに住宅と隣接していますと。仮に住宅付近までびっしりと太陽光パネルを張るみたいなとんでもない計画を立てたとして、それを進めようとしたときに、誰が見てもとんでもないという計画を私がつくって進めようとしたときに、どこでストップというか、市民だったり、議員だったり、市の職員だったり、そういった方から、それは違うよと言われて修正をするというところが、このプロセスにおいて、どういうタイミングで現れますでしょうか。すみません、ちょっといきなりのご質問で。

○環境整備課長

今の事例で、どこまでというのはちょっと具体的に申し上げにくいところがございますが、基本的には、やはり地元、住民の方たちから不安なこととか、そういうご意見が出たら事業者として合理的な範囲で、そこが解消できるものであれば解消していくというふうになるものだというふうに思っておりますし、最終的には、本市の場合は協定書の締結などもございますので、それまでは事業に取り組めないというふうに考えております。

○藤間委員

協定書の例外規定は規則で定めるところでございますが、原則としては、説明会ですとか様々な機会において、市民からしたらあまりにも自分の生活環境が脅かされると、そういったものが通らないように運用していく位置だと、今のお話は受け取ってもよろしいでしょうか。

○環境整備課長

本市としてはそういう趣旨で、今回、条例をつくりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

協定の締結について質問します。第15条の「協定を締結することが困難な場合」と書かれてありますけども、ここはどのような場合ですか。

○環境整備課長

これは一つの例でございますけれど、例えば、事業者が協定書の案をつくって地元とお話をしようとするときに、仮に地元の方たちが、例えば内容も見ずに結ばないといったりするような場合は、やはり協定書を結ばないことになったりする可能性がある。それから、法的に問題があるようなことを要求されたりとかするようなこともあれば、やはり結ばないことがあり得るのではないかというふうに考えております。

○石川委員

そういう場合は、協定を結ばずに事業を行えるということですか。

○環境整備課長

これももちろんケース・バイ・ケースでございますが、先ほど言ったように、非常に努力して協定を結ぼうとしても、例えば、一方的に初めから話を聞かないとか、それはいずれどちらかに可能性はありますが、そういう場合は、やはり協定を結ばないことで事業を止めることはできませんので、その場合は結ばずにできることもあるというふうに考えております。

○石川委員

そういった場合、事業者や市民から市に調整してくださいというお話があると思うんですけども、市はどのように対応されますか。

○環境整備課長

もちろん私もとしましては、今回、条例にこういう形で設けようとしていますので、双方からお話を聞いて調整してまいりたいというふうに考えております。

○石川委員

市がきちんと関わっていただいて、事業者と市民の皆さんとのもめごとが大ごとにならないように対応していただけるということですね。その内容も条例に入れ込むということはできないのですか。

○環境整備課長

今ご指摘の内容については、確かに、今書いてはおりませんけれど、まず一つに第3条に「市の責務」というものがございまして、ここでは、「市は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な施策を講ずるもの」というふうに書いておりますので、そのことが、一つ含まれているというふうに考えておりますし、そこがちょっと懸念されるようであれば、規則などのほうでも、そういうことを規定できるのか、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○石川委員

飯塚市自然環境保全条例の第13条第2項に、「市長は、前項の協定の締結に関し、双方又は一方から調整の申出があったときは、これを行うものとする」とあるのですが、条例（案）のほうには、協定を締結したときは市長に報告となっています。これの整合性はどのようにお考えでしょうか。

○環境整備課長

すみません、ちょっと整合性というのがよく理解できていないのですけれど、先ほど申し上げましたとおり、自然環境保全条例ではこういう内容が規定されておりますが、もちろん同様の運用を先ほど答弁したとおりにするように考えておりますので、整合性は取れているというふうにちょっと考えているところでございます。

○石川委員

同じような、第13条と第15条、「協定の締結」というところなので、この一文を入れて

いただけたらいいのかなと考えております。おっしゃられたように、市の協力があって、安心して事業をしていただけたらと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

あと、「周辺関係者」という項目がありますけども、「事業区域が所在する自治会の区域に居住する者をいう」とありまして、このほかに住民以外の周辺関係者はいると思うんですけども、それは含まれないのでしょうか。

○環境整備課長

今回の条例（案）の中での「周辺関係者」というものの定義としましては、先ほどおっしゃられた「事業区域が所在する自治会の区域に居住する者」を指すというふうに規定しておりますが、例えば、説明会に出られたいとかいう方は、周辺関係者だけに限るものではございませんので、そういうところで出席して意見を言ったりすることができたりするというふうに考えております。

○石川委員

周辺関係者ではないのですが、太陽光発電設備の設置によって、一定の影響を受ける人であったら説明会に参加できるという条例になっていきますので、その説明会に参加できるような方であれば、居住していなかったり、自治会に加入していなくても協定の対象になるという考え方でよろしいでしょうか。

○環境整備課長

もちろん、今おっしゃられたとおり、協定を結ぶ対象になり得るというふうに考えておりますが、ただこれもケース・バイ・ケースで、どういう場合にそういうふうに行うのかというのは、その時々で、事業者と申し込まれた方たちと私どもが調整に入ってやっていく必要があるとは考えております。

○石川委員

条例にそういうことを盛り込んでおく必要があるのではないかと思いますけども、協定を結ぶに当たって、こういうことを盛り込んでくださいみたいに、市としての最低限のひな形があったほうが住民の皆さんが納得して事業をしていただけるようになると思いますので、どうぞ、そのところも検討していただくようよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

ちょっと本題の前に一点感想なんですけど。周辺関係者が依頼した者の参加を拒めないというのは、なかなか絶妙な条文だなと思っていて、すなわち、自分の近くに太陽光ができますと、自分自身は環境のことが分からないけどあの人は詳しいから自分の代わりに聞いてほしいという人は参加できると。一方で、全然違う地域から誰も望んでいない人が来て、何か変な感じで発言する人は拒めるみたいな形で、どこかを参考にされたのかご自身でつくられたのかは分からないんですけど、結構絶妙にいい感じにつくっていると個人的に思いました。

本題の質問ですけども、ちょっと同僚議員の質問とかぶりますが、今回、条例とは別に規則を定めるとございますが、この規則に関しては、いわゆる施行される前に議会承認が要るものでしょうか。

○環境整備課長

規則については議会の承認等を行われません。

○藤間委員

そういった意味では、一般的に条例と規則の関係で言うと、規則はフレキシブルに行政判断で変えていけるものというところで、大筋の部分を議会で承認を取って、細かい足回りと言いますか改定したいところは規則としてあるというのが一般的なところだとは思いつつも、今回の条例において、協定書が要らない例外の部分というのは、かなりこの条例の本質的なところ

に迫る点がございませぬので、この規則に入れるという判断自体は尊重いたしますが、これが本会議での最終的な審議のときには、やはりここは一定論点になると思っておりますので、規則に対して、こういったことを盛り込む予定だというのは今日以上にご準備されていないと、やはり審議するほうとしては正確な審査ができないかと思っておりますので、この点は、ぜひご準備のほうをお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○環境整備課長

その点につきましては、ご質問が出れば、もう少し整理して詳しく答えさせていただきたいというふうに思います。

○藤間委員

これはもう要望というか、ご理解のところかと思っておりますが、協定書がしっかりと結ばれているというのが、市長として許可をされている基準になってくるので、ここのつくり方というのは、すなわち行政がこの計画に対して、どこまで立ち入っていくのかということを示す一つのポイントになっていきますので、この部分に関しては、慎重にご精査と言いますか、ここが緩過ぎるとざるになってしまいますし、逆にきつ過ぎると行政としてどこまで責任を持つのかということになりますので、ここはかなり今回の条例の肝となる部分なので、ご精査をお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

石川委員の質問に関連して、一点だけ教えてください。第15条の「協定の締結」で、周辺関係者と協定を締結しなければならないとなっておりますね。その「周辺関係者」とはどこかとなりますと、第2条の第5項に「周辺関係者」とは、「事業区域が所在する自治会（事業区域に隣接する自治会を含む。）の区域に居住する者」ということになっておりますね。この意味合いは分かるんですよ。事業計画にある自治会と周りに隣接する自治会と、協定を結ばなければいけないでしょう。それはそれで分かります。

先ほど、石川委員の質問の中に、居住するだけではなくて自治会の区域内に飲食店とか事業所を有する人たちがおられますので、それも自治会の中にも含めるのか、自治会には加入していないけどその地域で事業をされているんだよね。そこら辺がちょっと曖昧で、アバウトに「自治会」となっているの、そこをどんなふうに考えてあるのかが一点。まず、ちょっとそこをどんなふうに解釈したらいいのか、教えてください。

○環境整備課長

まず、今言われたところで言うと、自治会に加入しているというのは今回条件ではございませんので、あくまで居住されている方ということになっております。事業者と住民の協定の締結を義務づけているというところはなかなかなくて、私どもの今回の特徴だと思っておりますが、必ずその周辺関係者とは、最低限協定を締結しなければならないというふうに規定をしているものであって、それ以外の方々と協定を結ぶ、結ばないは、先ほど申し上げたとおり、ちょっとケース・バイ・ケースで、事業者、それから、協定を結びたいと言われる方、その話し合いとか、そういうところで、協定を結ぶ、結ばないとかいうことはあり得るのかなというふうに考えているところでございます。

○小幡委員

今の課長の説明でいけば、周辺関係者と協定を締結しなければならない。これはあくまでも周辺関係者ですから、先ほどの第2条とちょっと違って、自治会のみではなく関係者も入るといような表現なのでしょう。そうしたときに、この事業者側の立場になりますと、事業計画を出します。届出を出します。執行部のほうで、所管が審査をするのでしようけど、そのときの「ここ」と協定を結びなさいというのは、ケース・バイ・ケースとおっしゃったので、事業

計画を見据えながら、市のほうで決定するのですか。要は、ここの自治会、ここの事業所、こうこうと締結を結びなさいというのは、市のほうでそういう権限を有すると。なおかつ、事業者には、的確に何か所と結びなさいという指示ができると考えてあるのですか。

○環境整備課長

最低、この条例で規定していますとおり、「周辺関係者」は私どもで規定しておりますので、その方たちは確実にこの方たちというようなことは指定できるというふうに考えております。

○小幡委員

届出制度で、届けに対する許認可ではないけども、この事業はこの届出でいいよと。ジャッジをするのは飯塚市ですからね。開発行為と一緒ですよ。そうした場合に、今、課長の答弁は言葉だけになっているので、規則のほうに、飯塚市が指定する協定先に対する表現を明記できませんでしょうか。そこは、今、答えは要らない。考えておいてくれますか。規則のほうでも何でもね。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

これは質問と言って、もしかすると市長、副市長への要望になるかもしれないのですが、今回、規則をつくるというのは、かなり難しいところがございます、すなわち行政には裁量権がある中で、行政の裁量権をどの程度に設定するかというところをしっかりとっておかないと、一定行政訴訟にもなりうるようなものだと思っております。そういった意味で担当執行部におかれましては、しっかりとリサーチですとか、ほかの条例の積み上げをされていらっしゃるかと理解しておりますが、いざ規則を制定するとなると、もしかするとこれは法的にどうなのかという部分があったら、やはりリーガルチェックと言いますか、弁護士への相談ですとか、専門家のご相談が必要というご判断を担当執行部がされたときには、リーガルチェック的な予算をしっかりと取っていただきたいというのがこれを見た感想でございます。一応法務博士という学位を持つ法律をかぶった身としては、なかなかこの条例というのは、最終的に規則を詰めるのが難しいと思っておりますので、そういった専門家がチェックする予算等はしっかりと取っていただくというのが今の市長、そして未来の市長、あるいは市民、議会のために、紛争防止かと思っております。私からの意見はこんな感じでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

では最後に、委員長への要望に先立ちまして、執行部に感謝の言葉を一言だけ述べさせていただきます。

この条例の審議が始まりましたのは去年の8月でございます。8月というと、私は議員に当選したばかりで右も左も分からない中、やはり思い返すのは、この8月に条例を見たときに、これはどういう論点があり得るのか、どこまでだったらできるのか、逆にここは妥協しないといけないのかと様々な論点に膝を突き合わせて協議させていただきまして、正直、当時鼻息も荒かったこともあって、また、大変失礼な物言いもあったかと思いつつも誠実に対応していただいて本当に感謝しております。

こちらの条例というのが、私が議員になって初めてと言いますか、素案の部分から論点を出しているのに対して、しっかりと誠実にお答えしていただいて議員としての仕事の重みを感じた仕事が、今回の条例でございまして、改めて感謝を申し上げます。

特に、今年の7月30日に出していただいた関連条例の比較資料というのは、もう本当に努力というかりサーチを積み重ねて作られた物だと思っております、ここまでしっかりとリサーチされて出すのだと正直感動いたしました。7月30日の条例とほかの自治体との比較資料の

こととございます。ありがとうございました。

委員長のほうにお願い申し上げます。本委員会に特別付託を受けております「自然環境保全対策について」は、これまで執行部から、「先進自治体での事例」、「関係法令について」及び「飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）」などについて報告を受け、調査してまいりました。

この間、執行部においては、先進自治体の事例や自然環境保全に関する法令等の研究、当委員会での各委員からの意見や協議内容等を踏まえ、次の定例会で、太陽光発電設備の適切な設置に関する条例を上程する予定であり、より一層、本市の自然環境の保全が期待できるものと考えます。

今後も、本市の自然環境保全対策をしっかりと行い、市民が安心安全な生活を送れるような取組をいただくよう要望いたしまして、本件においては、調査終了としていただきますよう、委員長において取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま藤間委員から、本件について、調査終了としてほしい旨の申出がありましたが、本日、調査終了について、お諮りするということとよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「自然環境保全対策について」は、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「令和7年度のコミュニティ交通運行計画について」報告を求めます。

○地域公共交通対策課長

それでは、「令和7年度のコミュニティ交通運行計画について」ご報告いたします。令和7年度につきましては、令和7年度から9年度の3か年度の次期運行計画期間の初年度となります。このことから、令和7年度の運行計画につきましては、現運行計画期間の令和4年度から今年度までの各交通機関の利用状況、運行状況や利用者アンケートの分析結果、また、計画決定前に、各地区のまちづくり協議会等でご説明等を行っておりますけれども、その際にお聞きしたご意見等を含めまして、計画案を策定いたしております。その後、昨年12月24日に開催いたしました飯塚市地域公共交通協議会でご承認いただきまして、計画を決定したことから、今回、ご報告させていただくものでございます。

それでは、資料1をお願いいたします。コミュニティ交通につきましては、【1】に記載しておりますように、飯塚市地域公共交通計画の基本理念、基本方針並びに現在のコミュニティ交通体系の考え方に沿って運行を実施しております。その中で、【2】の（1）に記載しております課題や問題点に関しましては、エリアワゴンに関する内容が多く見受けられました。このことから、今回の運行計画につきましては、（2）に示しております基本的な考え方、特に2つ目の利用状況に基づき、利用実態に合わせた、より効果的・効率的な運行への改善、見直

しを行うという考え方に基きまして、(3)に記載しておりますが、今回はエリアワゴンの運行内容の改善を主として、各交通機関の運行計画の改善に取り組んでおります。

次に2ページ目、【3】交通機関別の運行計画の主な改善内容について概要を説明いたします。併せまして資料3につきましては、各地区の改善内容の一覧表、資料4につきましては、各地区の令和7年度のエリアワゴンの路線図及び運行ダイヤ、資料5につきましては、現在の利用ガイドを提出しております。この資料3、4、5につきましては、今から説明します内容と重複するために割愛をさせていただきます。

それでは、2ページ目の部分ですけれども、(1)のエリアワゴンにつきましては、まず①の部分ですが、停留所設置の必要性を検証するため、1日平均乗降者数0.1人未満という全市統一の停留所廃止検討基準を設定しまして、停留所の存続、廃止の精査を行っております。

各停留所の令和4年度以降、複数年度の利用状況とこの廃止検討基準を照合し、検討対象停留所を抽出した後に、まちづくり協議会等のご意見や運行経路、停留所間の距離等の状況を総合的に鑑みまして、存続する停留所、廃止する停留所を選定いたしております。

資料2をお願いいたします。ここに、その結果として、今回廃止する停留所数や名称、令和7年度に新設する停留所も併せて示しております。各地区で状況はかなり異なっておりますけれども、全市合計では、現在の路線別延べ停留所数382か所のうち118か所が廃止、また新たに13か所の停留所を設置することとなっております。

資料1の2ページ目に戻っていただきたいと思っております。先ほどの続きですが、エリアワゴンにつきましては、このほか、路線の廃止、路線の再編等の②大規模な路線編成の変更、また、乗車定員超過の際には、現在、代替車両による追走の運行を行っております、これを私どもは運行支援と呼んでおりますけれども、その発生を削減するための③乗車定員超過防止対応として、運行ルートの再編・分割等並びに④利便性の向上としまして、運行日の増加、運行ルート変更等の改善を行っております。

次に、(2)予約乗合タクシーにつきましては、①ですが、地区外の商業施設、医療施設等への運行を5地区の5施設で追加いたします。②につきましては、路線ワゴンの分と説明が重複しますが、予約乗合タクシーと路線ワゴンは同一の車両で運行時間を区分して運行してございまして、路線ワゴンの利用者の少ない便を減便することに伴い、予約乗合タクシーの利用可能時間を拡充することで利便性の向上を図っております。また、③につきましては、車両の配置、配備を変更して柔軟な車両の活用が実現できるようにしております。

(3)路線ワゴンにつきましては、現在3地区で運行しておりますけれども、幸袋・鎮西地区の利用の少ない便を減便、また颯田地区は2便だけ運行しておりますけれども、利用が少ないため廃止することにしております。

次に、(4)コミュニティバスにつきましては、筑穂・高田線については、運行ダイヤの変更をいたしまして、宮若市との共同運行の宮若・飯塚線についての変更は特にありません。このような運行計画を決定いたしまして、現在は、運輸局への運行許可手続等を進めつつ、最終的な精査を行っているところでございます。

市民の皆様には、停留所の廃止につきましては、停留所の表示盤への掲示等でお知らせするとともに、3月中旬に全戸配布の利用ガイド等で運行ダイヤ等のお知らせをしたいと考えております。以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故の発生について」報告を求めます。

○環境対策課長

「公用車による交通事故の発生について」ご報告いたします。資料をお願いいたします。当該事故につきましては、令和6年12月19日木曜日、午前9時23分頃、飯塚市中地内で環境センター職員が、し尿収集車両を運転し、くみ取り作業を実施するために、相田の居宅に向かっての途中でございました。県道飯塚福岡線の飯塚市中1116番地1地先の交差点で、その前方で左折をする必要がありましたため、車線変更しようと左側の状況確認ばかりに気を取られたため、赤信号で停車していた相手方車両に前方不注意で後ろから衝突したものでございます。

この事故に伴いまして、市車両及び相手方車両ともに損傷し、相手方運転手については、今現在、通院をしておるところでございます。また、この事故に係る損害賠償につきましては、現在、相手方と協議を行っているところでございます。

今回の事故につきましては、左側の状況確認ばかりに気を取られたため、前方への状況把握がおろそかになったことなどの前方不注意が第一の原因と考えております。そのため、当該職員はもとより、環境センター職員一同に対しまして、危機管理意識を強く持ち、このような事故を起こさないよう厳重注意を行いまして、早急な研修の実施を指示したところでございます。今後も、朝礼など、機会があるごとに、安全運転、実施の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。